

# 避難行動要支援者支援制度に係る要支援者への新たな対応について

## 1 避難行動要支援者支援制度の概要

- 災害時に自力で避難することが困難な要介護者や障がいのある方など「避難行動要支援者」の名簿を市が作成。（※要件に該当する方を自動的に名簿に登録）
- いざという時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付けるため、平時からの情報提供に同意した方の名簿情報を地域の関係者に提供し、情報を共有。

## 2 現状・課題と今後の対応

- 現状・課題
- 情報提供の同意取得率が低い … 50%程度に留まる。約半数が情報共有されていない。
  - 個別避難計画の実効性が低い … 本人の現況報告をそのままを計画としている。

今後の対応 ○災害時の危険性が高い要支援者については、市が個別避難計画を作成

【参考】令和3年5月災害対策基本法の改正により個別避難計画の作成が努力義務化

## 3 個別避難計画の作成に向けた基本的な考え方

危険エリアに居住する全ての要支援者が、災害時に、避難できる体制を整備する。

区分		対応案	優先度
危険エリア (※)に居住	自力で避難できない	全ての要支援者の個別避難計画を作成する。	高
	自力で避難できる	要支援者の現況の把握に努める。	▽
危険エリア外に居住		関係者への情報提供の同意意思を確認する。	低

※危険エリアを河川浸水深50cm以上、または、土砂災害警戒区域と設定

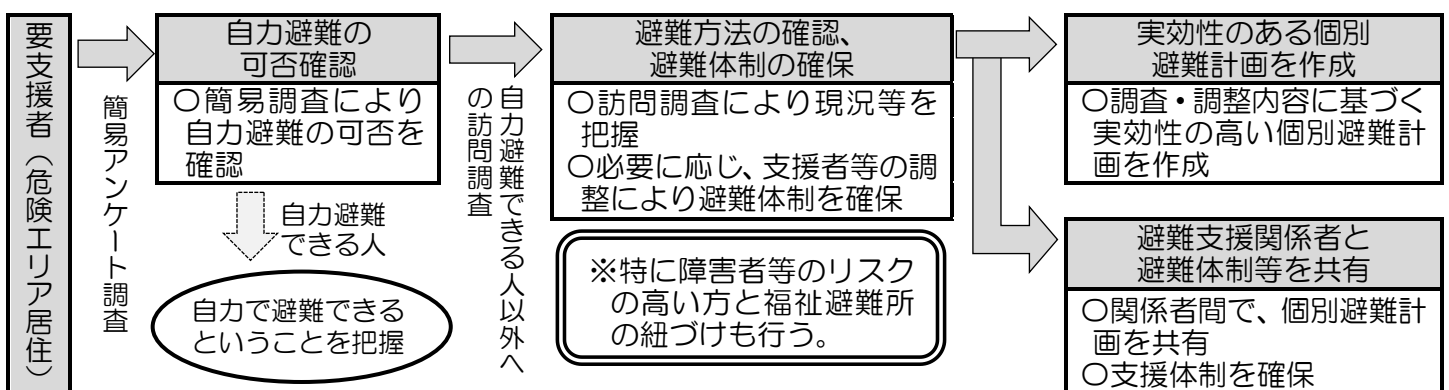
※上記エリア外であっても、津波浸水想定区域の方は、同意意思の確認を急ぎ実施

## 4 避難行動要支援者名簿登録者の内訳（令和3年9月末現在）

全要支援者	河川洪水浸水 想定区域		土砂災害警戒区域 (浸水50cm以上を除く)
		うち50cm以上	
15,104	6,609	5,750	1,124

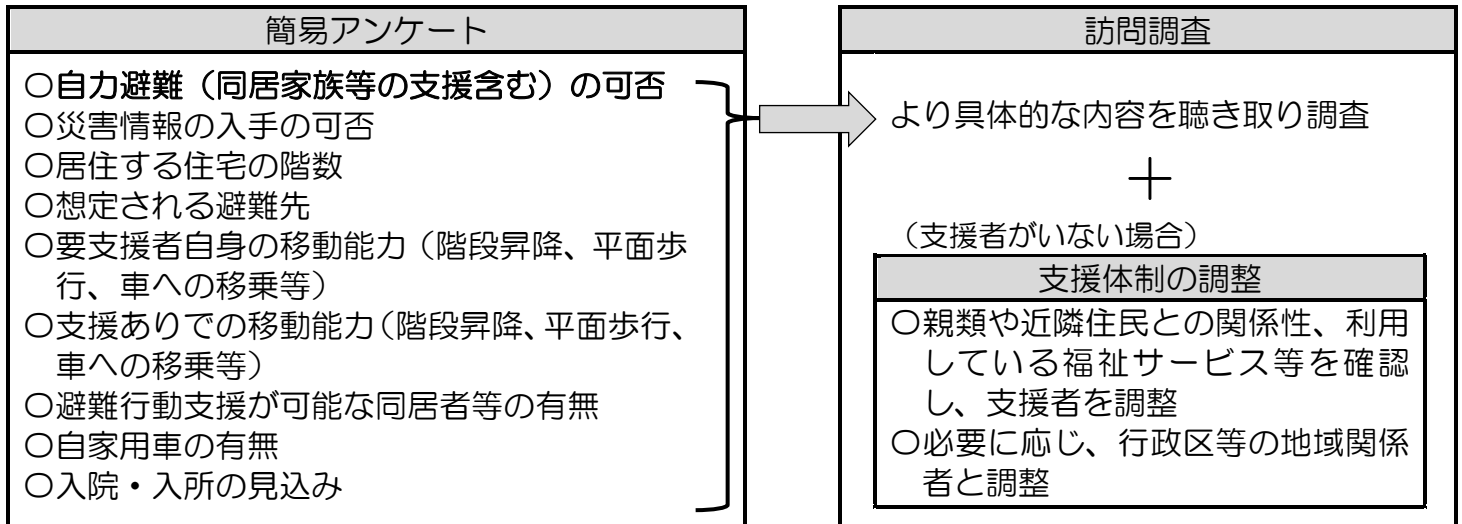
危険エリアに居住する要支援者6,874人を対象に自力避難可否の簡易アンケートを実施

## 5 新たな個別避難計画の作成方法

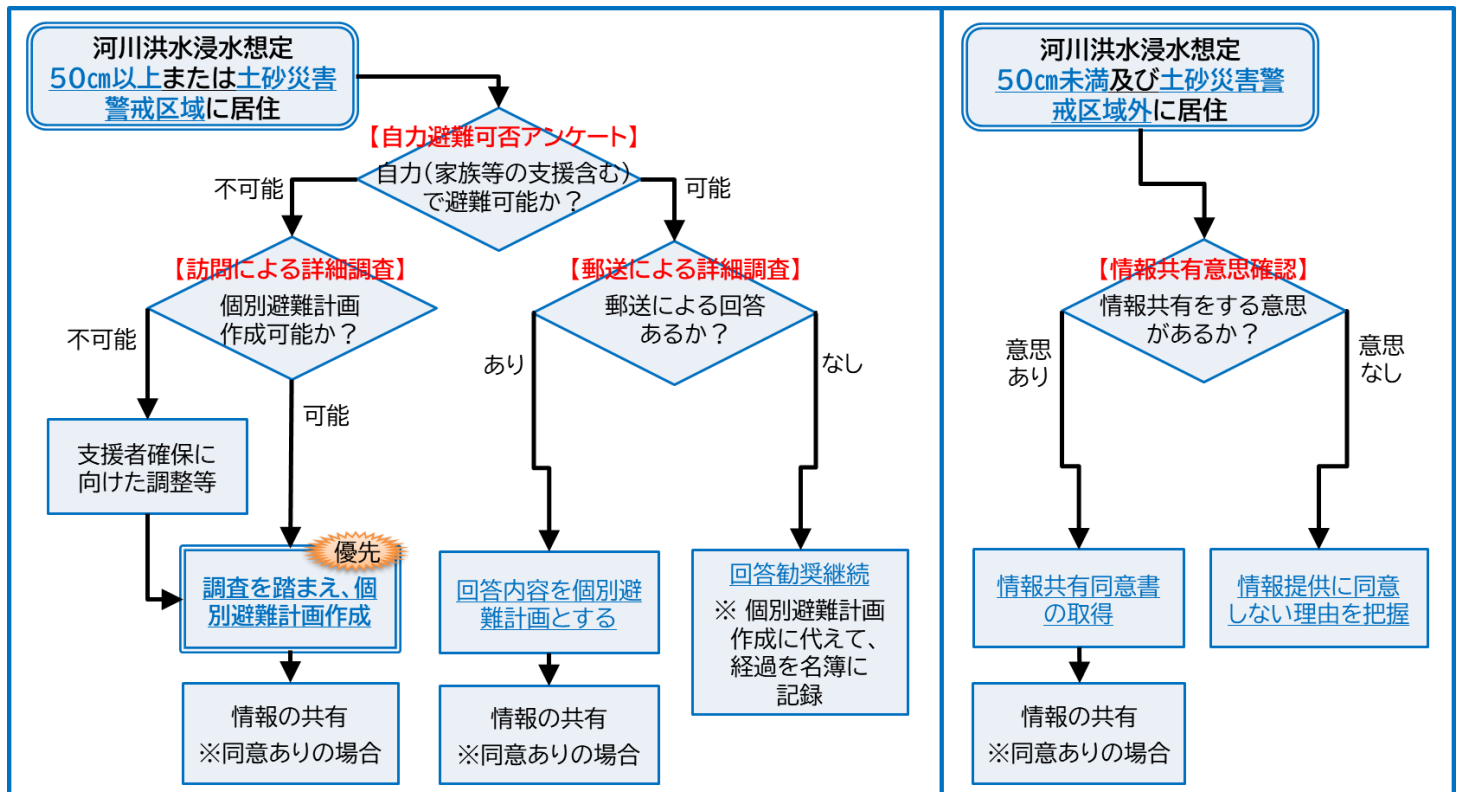


リスクの高い地域に居住する要支援者全員の避難体制を把握

## 6 調査内容



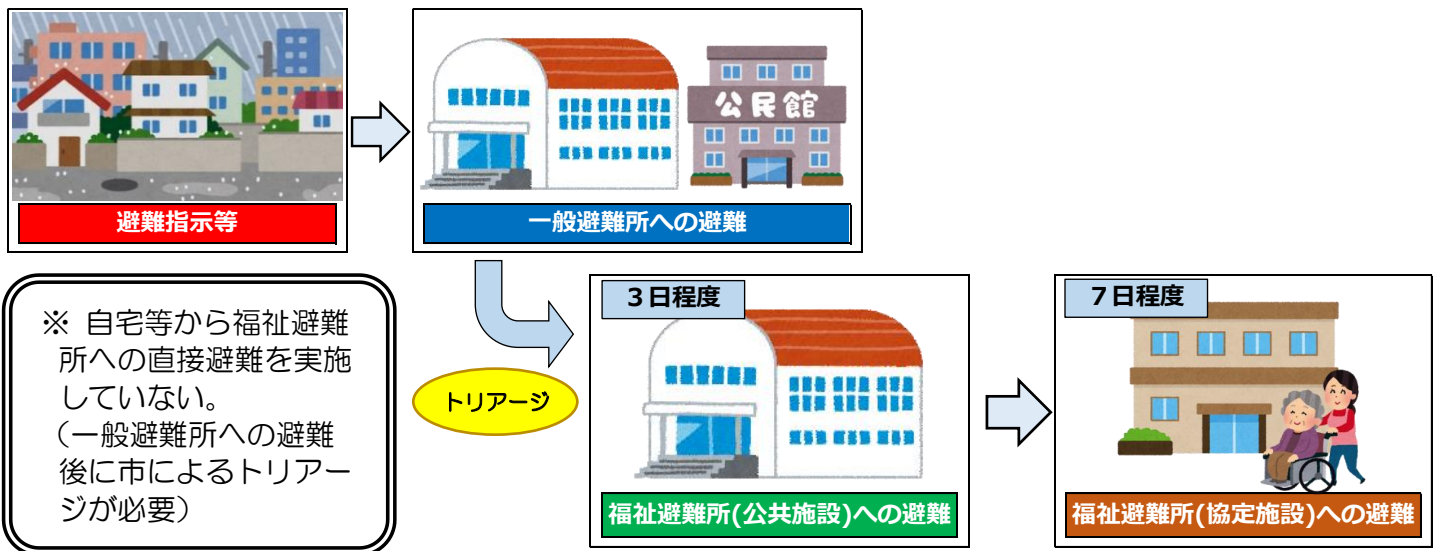
## 7 個別避難計画作成等フローチャート



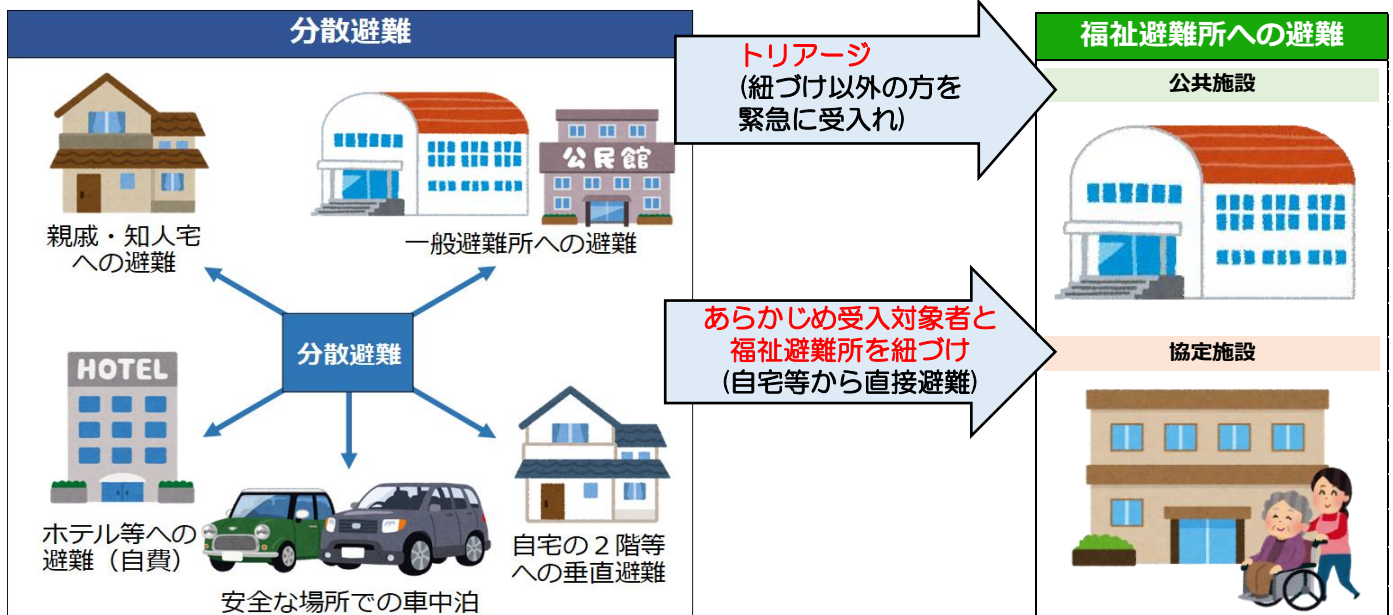
## 8 福祉避難所受入対象調査との関係

		名簿登録要件	個別避難計画作成	福祉避難所受入対象調査	
対象者	介護・障害度合	要介護	3～5	3～5	4～5
		身体障がい	身体障害者手帳1～2級	身体障害者手帳1～2級	下肢・体幹機能障害1～2級
		知的障がい	療育手帳 A	療育手帳 A	療育手帳 A
		精神障がい	精神障害者手帳1級	精神障害者手帳1級	—
		指定難病	指定難病で医療措置あり	指定難病で医療措置あり	—
		その他	上記以外で希望する方など	上記以外で希望する方など	—
居住地危険度	浸水想定深	—	50cm以上	3m以上	
	土砂災害	—	警戒区域	特別警戒区域	
対象者数(9月末)		15,104人	6,874人	582人	
備考		—	100%の回答・調査等の実施を目指す。	特に危険性の高い方を先行して実施。	

## 9 現行の福祉避難所への避難の流れ



## 10 今後の福祉避難所への避難の流れ



## 11 福祉避難所の概要

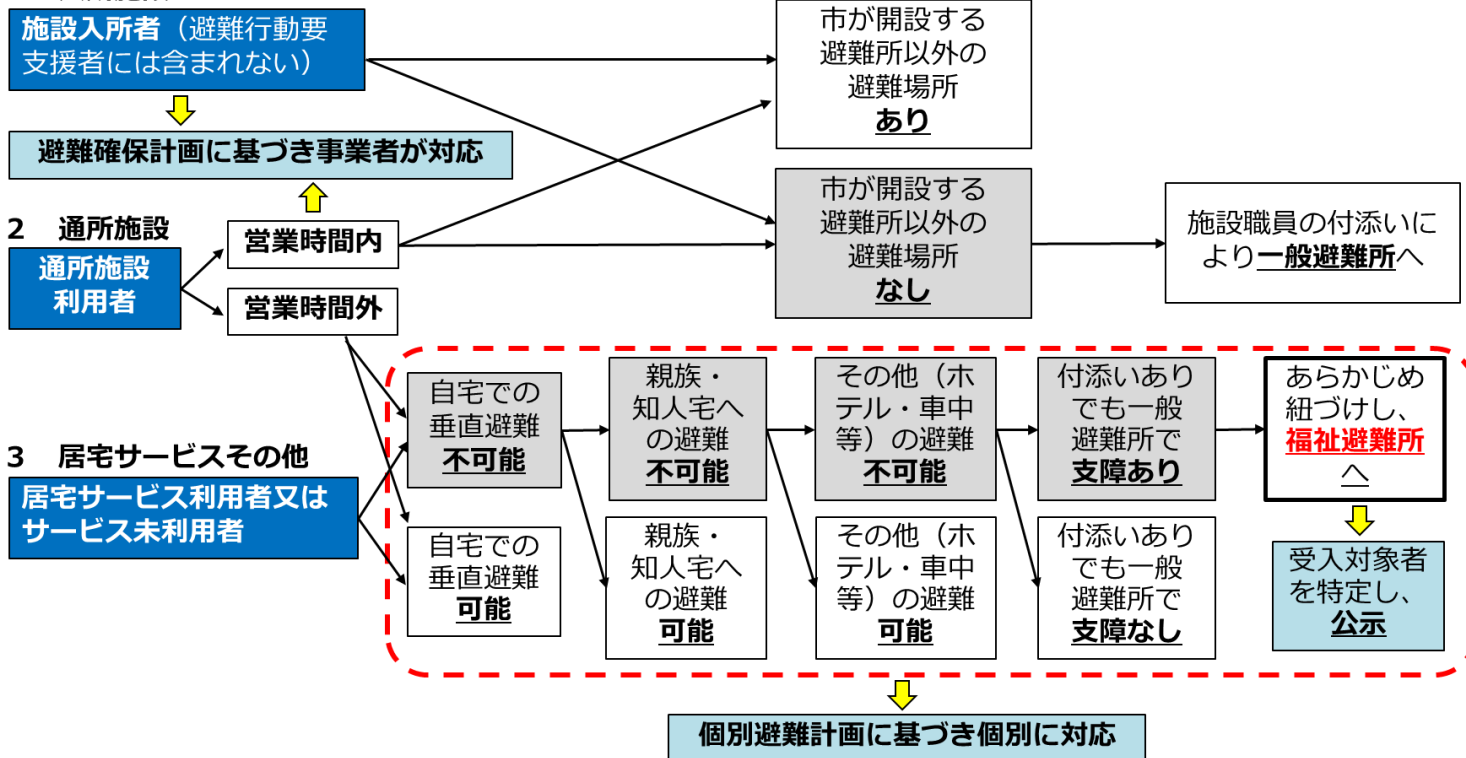
区分	公共施設（10 か所）	協定施設（64 か所）
使用する施設	概ねバリアフリー化されている宿泊可能な施設（会議室等を利用）	民間の事業者が運営する入所施設等
個室での対応	不可	原則として不可（空床があれば可）
職員の配置	あり（市職員が運営）	なし（事業者が運営）
介護人材の配置	あり（協定に基づき社会福祉協議会より派遣）	あり（施設職員が介護を担う）
機材の準備	市が提供（協定に基づき福島県福祉機器協会より貸与可）	施設の備品を使用（不足するときは市が提供）
水害時の受入可能数(概数)	85人（4か所）	140人（50か所）

※ 先行して、582人に対して福祉避難所受入調査を実施し、紐づけを行う。

※ 調査内容は、個別避難計画作成に向けた調査と同様の内容。

## 12 福祉避難所受入フローチャート

### 1 入所施設



## 13 スケジュール

- 令和4年2月：自力避難可否の簡易アンケート（6,874人）
- 3月：アンケート集計
- 3月～4月：特に危険性の高い方（福祉避難所受入対象調査関係）への訪問調査
- 5月：福祉避難所関係公示
- 5月以降：訪問調査・支援者調整（福祉避難所関係を除き、危険性の高い方から順次実施）